第4. 労働相談の事業

昭和36年8月の第一時釜ヶ崎暴動の直後に発足したセンターの前身、府労働部西成分室は地区の劣悪な労働環境より就労にともなうさまざまなトラブルの相談をうけていた。

これは、西成労働福祉センターに業務が引継がれても、職業生活相談部の中で、地区労働者のよろず相談承り所としてうけつがれていった。

昭和50年度の賃金未払、労働条件の相談は7,376件であったが今年度は10,660件となり44.5%の増となっている。

労働相談をうけるにあたっては、労働者自からが自覚的に労働者としての諸権利を守ってゆく様に、あくまでも援助するという立場で対処をするということである。

従って、契約途中で無断で退職し賃金の請求もしないまゝ相談に来所したときには、退職の意志表示と賃金の請求を自から事業主にすることから始まる。

(1) 取扱状況

年月＼項目	賃金未払 新規	賃金未払 再来	条件違反 新規	条件違反 再来	小計 新規	小計 再来	その他の相談 生活施設	その他の相談 現金相談	その他の相談 その他	その他の相談 家庭身上相談	その他の相談 その他	その他の相談 小計	合計
53 4	254	529	21	69	275	598	0	12	4	9	176	201	1,074
5	370	649	20	44	390	693	1	19	24	8	189	241	1,324
6	330	627	6	22	336	649	4	24	8	8	203	247	1,282
7	293	523	8	22	301	545	6	10	5	5	169	195	1,041
8	275	423	14	14	289	437	1	11	1	7	105	125	851
9	246	452	13	23	259	475	5	18	0	6	108	132	866
10	299	628	14	3	313	631	7	6	0	4	122	139	1,088
11	289	683	31	19	320	702	2	7	1	3	134	147	1,169
12	274	648	10	45	284	693	3	19	9	7	117	155	1,132
54 1	233	467	11	18	244	485	1	23	8	7	147	186	915
2	257	480	12	18	269	498	0	10	10	9	106	135	902
3	294	622	11	47	305	669	3	12	4	7	130	156	1,130
53年度合計	3,414	6,731	171	344	3,585	7,075	33	166	74	80	1,706	2,059	12,719
52年度合計	3,063	6,925	244	244	3,307	7,169	34	161	77	133	1,996	2,401	12,877

(2) 月別未払賃金相談状況

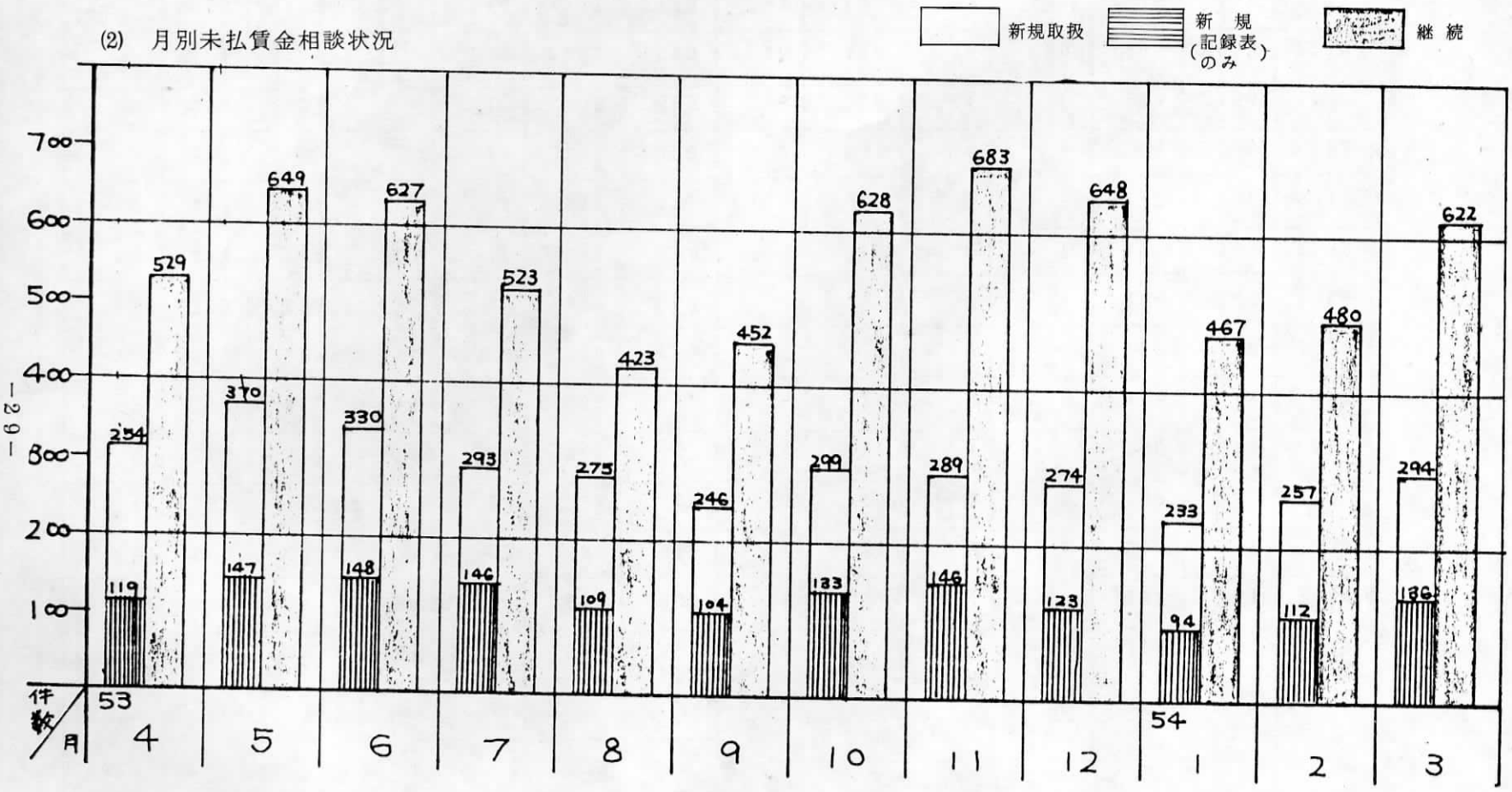

(3) 処理状況

項目 / 年月	新規相談 件数	新規相談 未払賃金総額（判明分のみ）		解決 件数	解決 支払金総額（判明分のみ）		中止件数	継続件数
53 4	254	92	2,309,318	218	74	1,467,631	4	（386）418
5	370	91	2,140,893	308	82	1,693,077	10	470
6	330	96	2,178,126	295	98	1,864,171	47	458
7	293	85	2,258,105	235	83	2,273,925	19	497
8	275	79	1,580,491	241	73	1,545,972	0	531
9	246	68	1,503,385	220	76	1,722,529	13	544
10	299	96	3,045,540	254	81	1,896,407	15	574
11	289	102	2,938,593	263	83	2,243,395	51	549
12	274	85	2,257,705	256	82	2,426,378	73	494
54 1	233	68	1,724,923	202	59	1,414,742	0	525
2	257	75	2,090,811	219	63	1,268,410	6	557
3	294	96	2,887,914	346	115	3,088,109	114	391
53年度合計	3,414	1,033	26,915,804	3,057	969	22,904,746	352	－
52年度合計	3,063	930	22,305,643	2,614	896	18,162,416	426	－

注） （386）は52年度継続件数

(4) －1　解決・中止の内訳

労働相談ケース終結（S53.4－54.3）
内容調べ　1,512ケース

		件	%
解決内訳 1,160件 76.7%	①送金または持参あり	804	53.0
	②解決報告あり	101	6.7
	③解決として推定されるもの	180	11.9
	④そ　の　他	51	3.4
	⑤労基申告による解決扱い	24	1.6
中止内訳 352件 23.3%	⑥連 絡 不 能	110	7.3
	⑦本人取りに行かず	49	3.2
	⑧本人その後来所せず	179	11.8
	⑨そ　の　他	14	1.2
	計	1,512	100

(4) －2　未払労働日数

年月＼項目	未払労働日数平均	年月＼項目		未払労働日数平均
53　4	8.8	53　11		9.0
5	8.4	12		9.0
6	7.7	54　1		8.1
7	7.6	2		9.5
8	7.7	3		7.7
9	7.9	合計	53	8.2
10	7.4		52	8.3

(3)　終結に至るまでの日数・相談回数

相談をうけてから終結に至るまでの日数は約３０％が１０日以内に終結し、１ヶ月以内では４７％の終結となっている。

その相談回数については3～4回というのが一番多く約３０％となっており、９０％が１０回以内の相談回数となっている。

昨年度と比較すると、日数・回数について長びくケースが多くなっており、２７１日以上４７ケース、２１回以上４６ケースとなっていることからも問題の解決がいかに困難であるかうかがえる。

このようなことから労働者の方から“もういい„と諦めてしまうケースもでてくるのである。

5）受付日より終結まで

受付日 ～2日	3日 ～5日	6日 ～10日	11日 ～15日	16日 ～30日	31日 ～60日	61日 ～90日
10.2% 154	11.3% 171	10.6% 160	5.2% 79	9.5% 143	6.0% 90	7.4% 112
	21.6% →	32.2% →	37.4% →	46.9% →	52.9% →	

91日 ～120日	121日 ～150日	151日 ～180日	181日 ～210日	211日 ～240日	241日 ～270日	271日 以上
8.8% 132	9.6% 145	8.8% 132	5.2% 79	2.5% 38	1.7% 25	3.1% 47

1,528ケースのうち　1,507ケース

6）相　談　回　数

1回 ～2回	3回 ～4回	5回 ～7回	8回 ～10回	11回 ～15回	16回 ～20回	21回 以上
23.8% 361	31.9% 484	22.7% 344	10.3% 157	6.1% 92	2.2% 34	3.0% 46

1,528ケースのうち　1,518ケース

(4) 労働基準監督署への申告

解決困難なため労働基準監督署へ申告したケースは、表7のとおりで、今年度のケース記録1,517件(名)の5.3%である。

次年度継続ケース28件31名中、すでに5件5名分は送金があり、本人が受領にきていないのみなので、これを含めると解決は51.9%となる。

中止は16%、継続は32.1%である。

7) 労働基準監督署申告ケース取扱状況

申告		解決		中止	
件数	人員	件数	人員	件数	人員
69	81	30	37	11	13

次年度継続　28件　31人

(5) 退職理由

労働相談に訪れた労働者の退職に至った理由を調べると表8となる。

退職に至ったその主たる責任を、労働者側使用者側と大別すると、その責が労働者に求められるもの約34%であり、そのうち約5割が労働者が健康を害したために退職したものである。

使用者に求められるものに、労働条件が違ったもの約29%、飯場の居住性に問題があったもの約12%、仕事上の不満によるもの約15%となっている。

昨年度と比較すると、労働者側の責任となるものが39.1%から34.9%と減少したのに対し、使用者側の責任となるものが58%から61.5%と増加している。

このことは、労基法や寄宿舎規定が十分守られていないことの反映であり、尚一層使用者に対する啓蒙活動を強化することが求められる。

8) 労働相談退職理由調べ　(1339ケース判明分のみ)

	件	%		件	%
自己の都合によるもの	444	33.2	健康上の理由(身体の具合が悪く)	250	18.7
			遊びに出てそのまま帰らず	33	2.5
			酒の飲みすぎ、ケンカで居づらくなる	71	5.3
			帰省など他用ができたため	33	2.5
			その他(ただ何となく。友人がやめたので)	57	4.3
仕事上の不満によるもの	199	14.9	仕事がきつい	81	6.0
			使い方が荒い(休憩がないなど)	37	2.8
			休みが多い(雨や仕事がヒマで)	14	1.0
			仕事がおもしろくない。嫌になった	25	1.9
			その他(仕事先でのトラブルなど)	42	3.1
契約時の労働条件が事実と相違したため	384	28.7	契約日数の違い(支払日の遅れも含む)	130	9.7
			賃金額の違い	29	2.2
			作業内容の違い	69	5.2
			飯代、残業手当、手配料等の問題	57	4.3
			その他(預けなど)	99	7.4
飯場の待遇・居住性が悪いため	160	11.9	雰囲気が悪い(酒ぐせの悪いのが多いなど)	30	2.2
			暴力をふるわれた(オヤジ・ボーシン・若い衆)	40	3.0
			金を貸してくれない	19	1.2
			諸式・施設が悪い(ふとん・風呂・食事など)	28	2.1
			オヤジがガミガミとうるさい	11	0.8
			その他(いやがらせなど)	32	2.4
解雇されたため	55	4.1	出てゆけ(酒ぐせが悪い、ケンカなどで)	8	0.6
			やめて帰れ(仕事ぶりが悪い、休みがちなどで)	15	1.1
			仕事がないため	32	2.4
契約満了によるもの	3	0.2		3	0.2
労災事故のため	33	2.5		33	2.5
倒産のため	14	1.0		14	1.0
その他	47	3.5		47	3.5

9） 退職申出の有無

項目 / 年度	退職申出 有	退職申出 無	項目 / 年度	退職申出 有	退職申出 無
53 4	67	16	12	71	32
5	75	39	54 1	55	31
6	82	33	2	67	25
7	55	51	3	78	32
8	51	24	計	69.0%	31.1%
9	53	31		843	380
10	96	25	52 年度	69.3%	31.1%
11	93	41		791	380

(6) 相談労働者の労働条件

10） 労 働 賃 金

項目 / 年月	労働賃金（日額） 最高	最低	平均	飯代 喰抜	最高	最低	平均
53 4	13,000	4,000	6,240	59	1,000	700	839
5	10,860	3,200	6,064	45	1,200	700	863
6	10,900	4,500	5,969	45	1,100	700	892
7	10,000	4,100	6,188	53	1,000	800	908
8	14,000	4,500	6,222	43	1,200	700	896
9	10,920	3,500	6,506	50	1,500	800	918
10	14,850	4,050	7,107	84	1,000	300	854
11	13,880	2,800	6,649	61	1,500	350	884
12	12,910	5,000	7,031	64	1,000	500	911
54 1	12,960	4,960	6,800	38	1,200	700	955
2	13,000	4,500	6,603	43	1,400	800	957
3	13,000	4,500	7,021	57	1,000	500	960
53年度合計	14,850	2,800	6,533	642	1,500	300	903
52年度合計	15,000	2,800	5,745	521	1,300	500	817

11） 労働相談関係・賃金（平均）月別推移状況

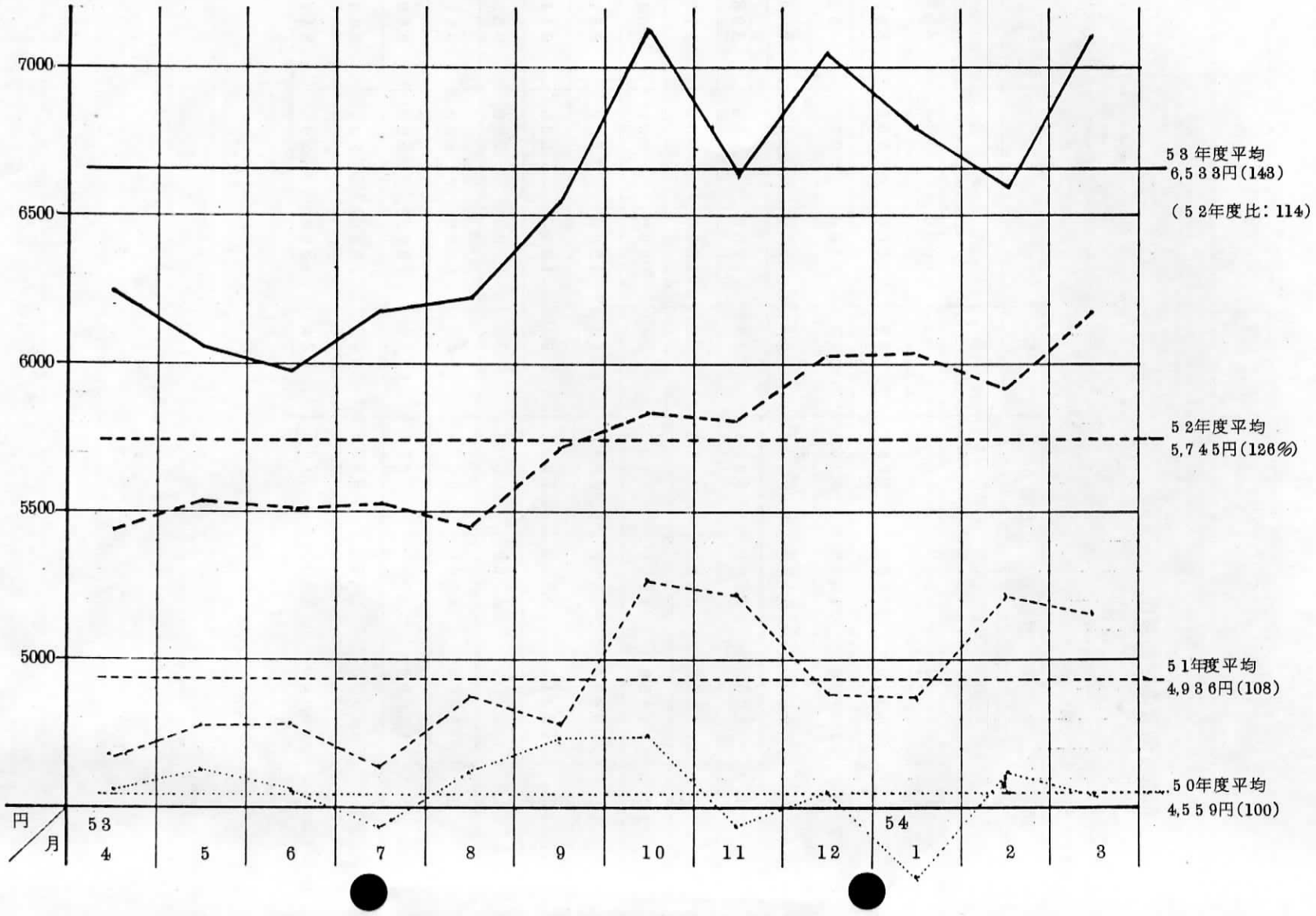

雇用期間別・就労内訳（判明分のみ：1,293件）

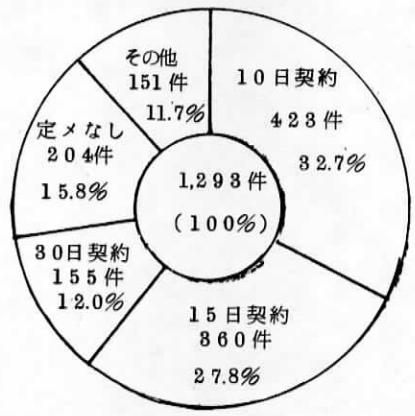

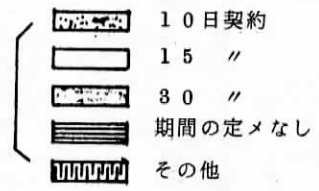

13） 契約期間・月別推移状況

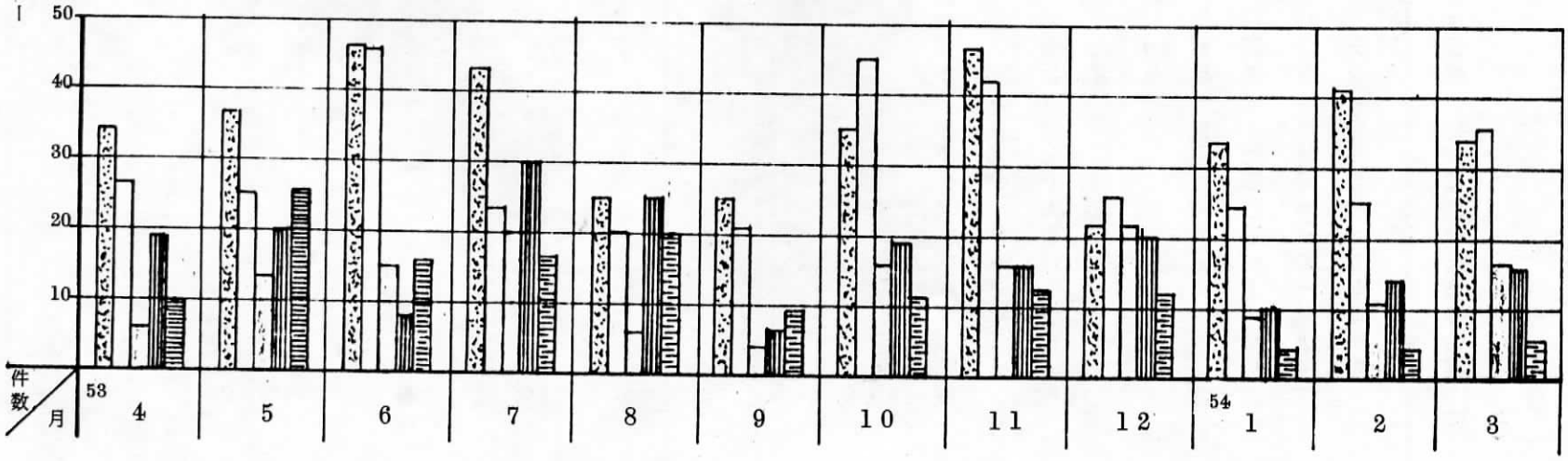

(7) 関係事業所の分布と就労現場分布

労働相談の関係事業所の所在地別分布状況は表14のとおりである。

その範囲は35都道府県に及んでおり、事業所の総数は1,095事業所で前年度より42事業所が増加している。

ここ2～3年の傾向を地域別にみると大阪市内は、昭和44年度の万博時は32%もあったのに今年度は12.5%となっており年々減少している。

また大阪府下をはじめとする近畿地方全体も年々減少傾向にある。

しかし、近畿以遠の他府県は愛知県の9.3%をはじめ微増傾向にあり、それに伴い遠隔地での就労問題が大きな比重を占めている。

また、センター登録事業所の割合が全相談事業所中、今年度は413事業所、37.7%となっており未登録事業所が62.3%もあるのは注目される点である。

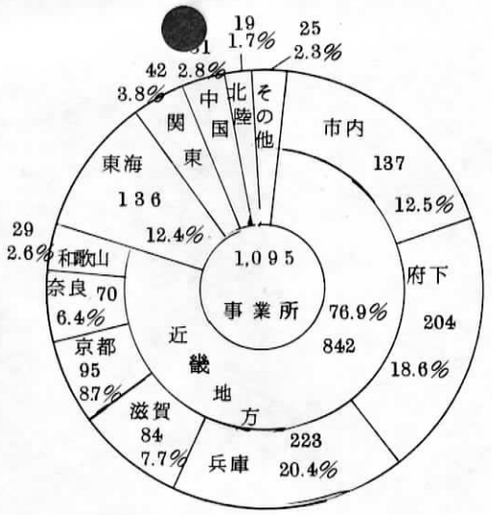

14) 53年度労働相談関係事業所

所在地分布状況(1)(S53.4～54.3) 1,095事業所

近畿地方 842－76.9%						
大阪市内	大阪府下	兵庫	京都	滋賀	奈良	和歌山
137	204	223	95	84	70	29

西淀川	大正	住ノ江	港	此花	西成	東淀川	住吉	平野	生野	城東	東住吉	鶴見	都島	阿倍野	淀川	浪速	その他
29	21	18	10	10	9	6	5	4	4	4	3	3	2	2	2	2	3

堺	茨木	豊中	東大阪	高槻	摂津	河内長野	池田	寝屋川	枚方	大東	泉南	八尾	門真	吹田	柏原	富田林	岸和田	守口
39	21	12	11	11	11	9	9	8	7	6	6	5	5	5	4	4	4	4

松原	能勢	その他
4	4	15

尼崎	姫路	神戸	伊丹	宝塚	西宮	川西	三木	明石	加古川	揖保	高砂	その他
56	32	30	20	17	11	8	6	5	5	5	4	24

中国地方 31－2.8%					東海地方 136－12.4%				関東地方 42－3.8%			
広島	岡山	島根	鳥取	山口	愛知	三重	岐阜	静岡	東京	神奈川	千葉	埼玉
15	12	2	1	1	102	19	8	7	19	10	8	5

四国地方 10－0.9%				九州地方 3－0.3%			北陸地方 19－1.7%			甲信越地方 11－1%			北海道 1－0.1%
香川	高知	愛媛	徳島	長崎	大分	福岡	石川	福井	富山	長野	山梨	新潟	
4	3	2	1	1	1	1	8	7	4	8	2	1	1

15） 労働相談事業所
所在地分布状況

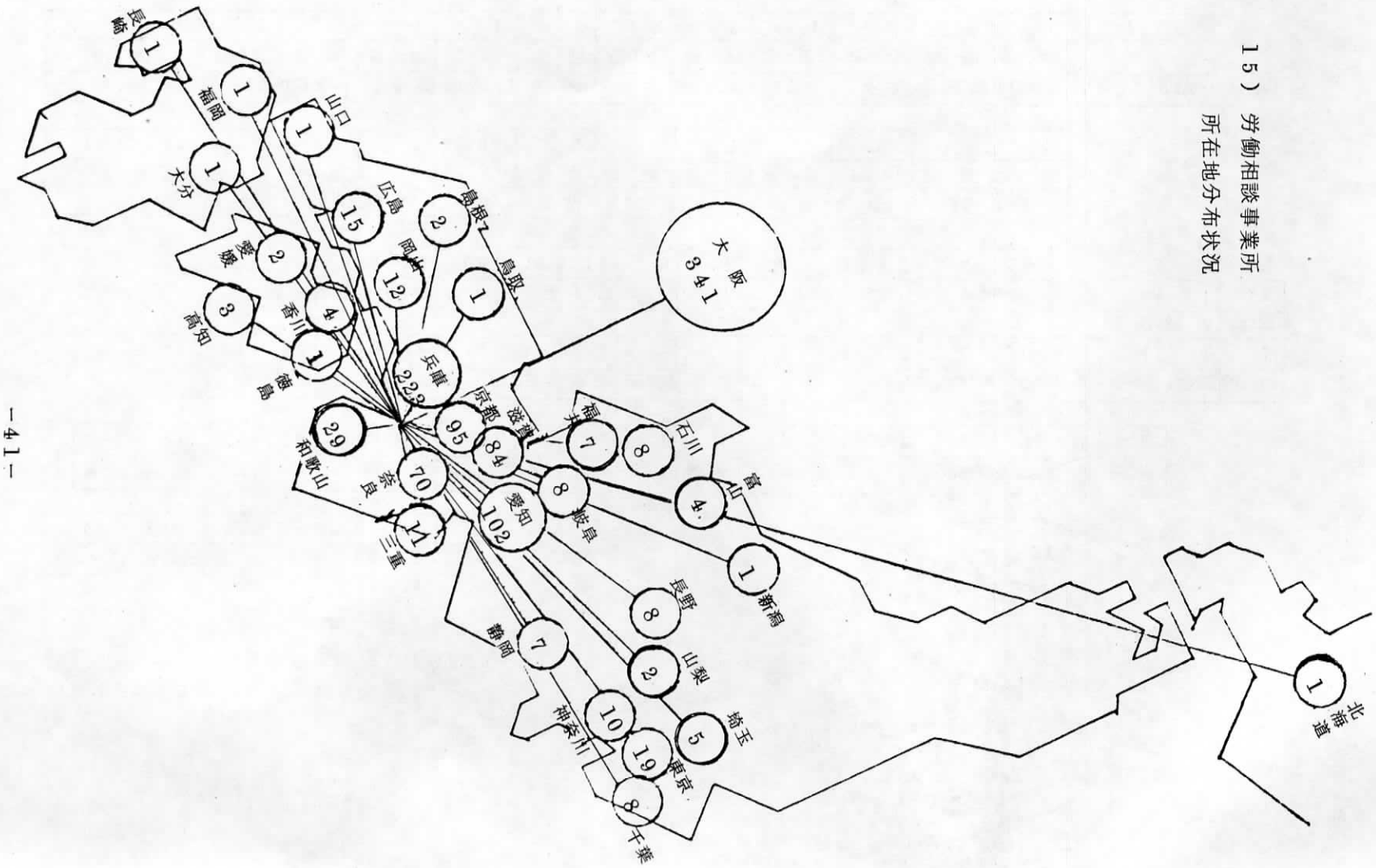

16） 労働相談
就労現場分布状況（1362件）

近畿地方 877－64.4％						
大阪市内	大阪府下	兵庫	滋賀	京都	奈良	和歌山
3.9％ 53	18.0％ 169	20.1％ 274	8.1％ 111	9.0％ 123	7.8％ 106	3.0％ 41

生野	城東	住之江	大正	西淀川	東住吉	東淀川	平野	港	淀川	南	西成	大淀	不明その他
2	2	2	1	2	1	2	1	3	3	6	4	1	30

池田	泉大津	茨木	交野	門真	河内長野	岸和田	堺	吹田	摂津	泉南	高槻	豊中	富田林
4	1	10	2	2	9	1	13	5	3	3	5	4	3

寝屋川	羽曳野	東大阪	枚方	松原	箕面	守口	八尾	四条畷	泉南郡	泉北郡	豊能郡	その他不明
3	4	7	7	2	4	3	2	1	4	3	5	110

神戸	明石	芦屋	尼崎	伊丹	加古川	川西	高砂	宝塚	姫路	西宮	三木	赤穂	その他不明	淡路島
51	14	3	6	3	5	6	5	7	23	17	3	3	152	6

東北	北陸 44－3.2％			信越42－3.1％		関東 48－3.5％					
宮城	福井	石川	富山	長野	新潟	東京	神奈川	千葉	茨城	栃木	山梨
3	19	12	13	20	22	19	5	14	6	1	3

東海 284－20.9％				中国 44－3.2％					四国 18－1.3％			九州	沖縄
静岡	愛知	岐阜	三重	鳥取	島根	岡山	広島	山口	愛媛	香川	高知	福岡	
30	13.1％ 179	27	48	5	2	11	24	2	4	12	2	1	1

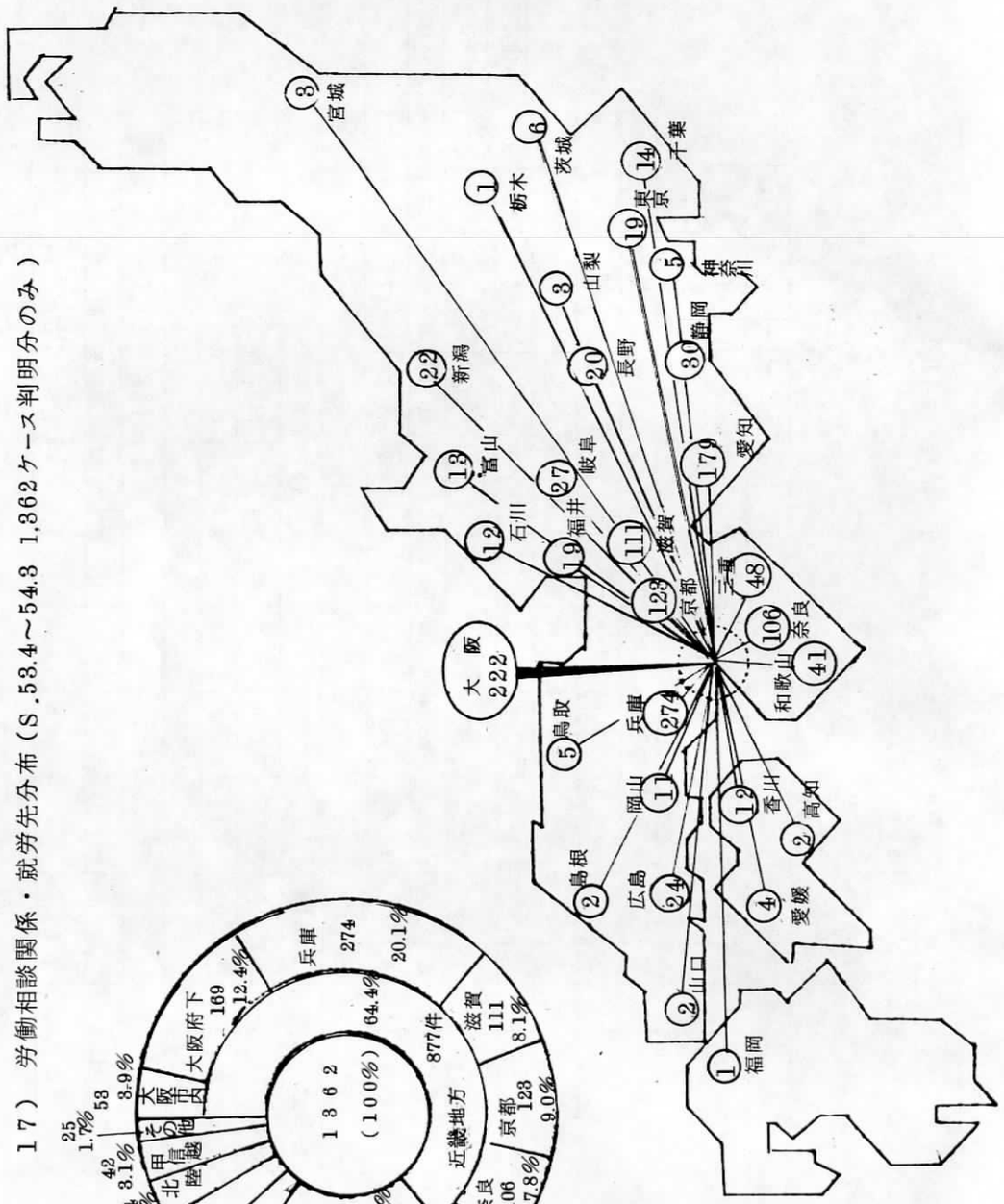

１７） 労働相談関係・就労先分布（S.53.4～54.3 1,362ケース判明分のみ）

第5. 労働災害に伴う相談と休業補償給付立替貸付の事業

あいりん地区の日雇労働者は、大企業の下請、孫請等の重層請負の現場に就労することが多く、建設業を主に、運輸、製造業などの肉体的労働に従事している。そこでは、労働環境の悪さ、危険度の高い作業内容等の関係から、労働災害の発生が多い。

日雇労働者が、作業中に不慮の事故にあい、療養のため休業を要する場合には、その日から賃金収入が途絶え、日頃の貯えがない限り、たちまち生活に困るのが現状である。

当センターでは、労働災害を受けた労働者のニーズに応え、手続上、処理上に関する相談と一時立替に関する相談、即ち休業期間中の生活安定を図り、療養に専念させるため、休業補償給付が労働基準監督署から支給されるまでの間、立替貸付業務を行なっている。

立替貸付業務が増加し制度の啓発が進んでくるなかで大阪府の援助と大阪労働基準局、労働基準監督署の協力を得て、「休業補償給付の受任者払い」の承認がされ、センターにおける労災事務体制の改善によって、昭和５３年度までに6,５２５人の労働災害で困っている労働者に対して立替貸付を行なってきた。

1. 労働災害に関する相談

労働災害に関する相談は、表－１のとおり、３０,８１５件にのぼり、これらの相談は大別して、

◎労災保険法などに関する手続上、処理上の相談。

◎一時立替に関する相談。

に区分される。

手続上の相談は、一般に労災保険法があまり知られていないことから生じる問題で、例えば、災害を受けた時にどのような手続をとれば、病院に行けるのか、あるいは休業補償を受けられるのか、等である。